

第89号議案

神戸市立地域人材支援センター条例の一部を改正する条例の件
神戸市立地域人材支援センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年10月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立地域人材支援センター条例の一部を改正する条例
神戸市立地域人材支援センター条例（平成22年3月条例第47号）の一部を次のように改正する。

題名中「地域人材支援センター」を「ふたば学舎」に改める。

第1条中「ため、神戸市立地域人材支援センター（以下「センター」という。）」を「とともに、多文化共生を推進するため、神戸市立ふたば学舎（以下単に「ふたば学舎」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

（位置）

第2条 ふたば学舎の位置は、次のとおりとする。

神戸市長田区二葉町7丁目1番18号

第3条各号列記以外の部分中「センター」を「ふたば学舎」に改め、同条第4号中「前3号」を「前4号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4）多文化共生の理解を促進すること。

第4条、第5条、第7条第2項第1号、第9条第1項、第12条第2項第1号、第13条各号列記以外の部分、第14条、第15条、第17条、第18条、第19条及び附則第2項（見出しを含む。）中「センター」を「ふたば学舎」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

神戸市立地域人材支援センターの条例名を変更し、及び設置目的を追加するため。

(参 考)

神戸市立地域人材支援センター条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

神戸市立地域人材支援センター条例

ふたば学舎

(設置)

第1条 市民が行う地域活動に一層多くの市民が参加することができるように支援するとともに、地域社会に関連する様々な交流、学び、歴史、文化及びものづくりに市民が触れることができる機会を設け、もって地域の活性化を担う人材の育成に資するため、神戸市立地域人材支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

とともに、多文化共生を推進するため、神戸市立ふたば学舎（以下単に「ふたば学舎」という。）

(名称及び位置)

(位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

第2条 ふたば学舎の位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 ふたば学舎

神戸市長田区二葉町7丁目1番18号

(2) 位置 神戸市長田区二葉町7丁目1番18号

(事業)

ふたば学舎

第3条 センターにおいては、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)～(3) 略

(4) 多文化共生の理解を促進すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(5) 前4号

(施設)

第4条 センターに次に掲げる施設を置く。

ふたば学舎

(1)～(6) 略

(7) 前号に掲げるもののほか、センターを利用する者の便益に供する施設

ふたば学舎

(使用の許可)

第5条 施設（前条第6号及び第7号の施設を除く。第8条において同じ。）又はその附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、センターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

ふたば学舎

2 指定管理者は、前項の許可にセンターの管理運営上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

ふたば学舎

(許可の基準)

第7条 略

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしないことができる。

(1) センターの管理運営上支障があると認められるとき。

ふたば学舎

(2) 略

(利用料金)

第9条 指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させる。

ふたば学舎

2～6 略

(許可の取消し等)

第12条 略

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1) センターの管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。

ふたば学舎

(2) 略

(入館の制限等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒絶し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

ふたば学舎

ふたば学舎

(1)～(5) 略

(行為の禁止)

第14条 何人も、センター内において、センターの管理上支障がある行為で規則で定めるものをしてはならない。

ふたば学舎

ふたば学

舎

(立入り等)

第15条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

ふたば学舎

(損害の賠償等)

第17条 センター内において、施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

ふたば学舎

(指定管理者の指定等)

第18条 市長は、次に掲げるセンターの管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

ふたば学舎

(1) 略

(2) センターの利用及びその制限に関する業務

ふたば学舎

(3) センターの維持管理に関する業務

ふたば学舎

(4) 略

2 略

(施行細目の委任)

第19条 センターの開館時間、休館口及び供用を開始する日その他この条例の施行に関し必要な

ふたば学舎

事項は、規則で定める。

附 則

(指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務)

- 2 市長が、指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第10条第1項、第12条第1項及び第2項、第13条、第15条並びに第16条第2項の規定の適用については、第5条第1項中「センターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、同条第2項、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第10条第1項、第12条第1項及び第2項、第13条、第15条並びに第16条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

ふたば学舎

ふたば学舎